

わたしの提言

○投稿内容：各種寄付金徴収について

現在八幡平市で実施している各種寄付金の強制徴収は、私たち善良な市民の世間体、しがらみ、誹謗中傷等の弱みを巧みに利用した強制徴収に等しい。集金効率重視を見直し寄付行為本来の原点に回帰すべきと思うがいかがか。

問1 各種寄付金のノルマはいかほどか。

問2 ノルマが達成できなかった場合、不利益はあるのか。

問3 ノルマを超えた場合のキックバックはいくらか。

(2023年12月)

○回答

市では各種団体から依頼を受けた各種会費や募金の集金を、行政連絡員を通じて自治会に御協力をお願いしております。現在は会費4種類、募金5種類を依頼しておりますが、いずれも市民の皆様への任意のご協力をお願いするものであり、強制するものではありません

回答1 目安の金額設定がある場合がありますが、ノルマはありません。

回答2 集金額により、不利益が発生することはございません。

回答3 会費や募金は全て団体に入金され、それぞれの用途目的に充てられております。なおキックバックの仕組みはございません。

(まちづくり推進課地域振興係)